

沿岸広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和7年3月28日

沿岸広域振興局長 工 藤 直 樹

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 大船渡広田陸前高田線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市末崎町字石浜34番1地先から字平林104番1地先まで	新	B 105.4～11.9 m	m 2,100.0
	旧	A 12.4～6.2	2,677.9
		B 105.4～11.9	2,100.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
イ 期間 令和7年3月28日から同年4月28日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 宮古岩泉線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町上有芸字蝦夷館44番1地先内	新	m 5.0	m 53.0
	旧	5.0～3.0	53.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
イ 期間 令和7年3月28日から同年4月28日まで

- 3（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 340号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町浅内字上糸坪52番2地先から下先祖畑22番15地先まで	新	A 25.4～4.9 m	m 1,450.0
		B 75.3～7.3	1,390.0
	旧	A 25.4～4.9	1,450.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 令和7年3月28日から同年4月28日まで

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 397号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字津付58番7地先から字子飼沢国有林63林班れ小班地先まで	新	A 42.0～8.0 m	m 1,395.9
気仙郡住田町世田米字里古屋4番5地先から字子飼沢国有林63林班れ小班地先まで		B 161.3～11.2	4,192.0
気仙郡住田町世田米字里古屋4番5地先から字子飼沢国有林63林班れ小班地先まで	旧	A 42.0～6.9	4,675.3
		B 161.3～11.2	4,192.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 令和7年3月28日から同年4月28日まで

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 455号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町袈野字赤鹿64番地先から中里字橋場7番33地先まで	新	m 39.8～9.8	m 876.8
	旧	70.1～9.5	876.8
下閉伊郡岩泉町中里字林の下138番4地先から中島字中島115番20地先まで	新	35.7～10.1	1,773.3
	旧	84.8～22.1	1,773.3
下閉伊郡岩泉町袈野字袈野82番2地先から51番4地先まで	新	A 33.0～24.0	280.0
	旧	A 30.1～20.4	280.0
		B 16.9～14.7	280.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 令和7年3月28日から同年4月28日まで